

多面的機能支払交付金制度の見直しに向けた聞き取り調査の実施

農林水産省は平成31年度に多面的機能支払交付金制度の見直しを検討しており、活動組織が行う共同活動への支援に係る交付金単価の設定及び活動項目の見直し等のため、活動組織が行った共同活動の活動量調査を実施する必要があるとしています。

また、活動量調査にあわせて、活動項目や多面的機能支払の効果等に係る聞き取り調査を行い、制度のあり方についても検討を行うこととされています。

選定された活動組織におかれましては、田植え時期の多忙時期に係らず、日程の調整、調査場所の準備等ご協力頂き誠にありがとうございました。

現時点では制度見直しに関する内容等について情報はありませんが、聞き取り調査により実施した内容についてお知らせします。

1、対象活動組織

地目の占有割合70%以上の集団から、共同活動、長寿命化への取組状況や取組規模等の条件をもとに活動組織を無作為に選定。都道府県の取組組織等に応じて調査対象組織数を設定。

山口県調査選定組織

市町	組織名	地目	組織区分
岩国市周東町	中曽根環境保全会	田	活動組織
柳井市日積	若杉川保全会	田	活動組織
周南市須金	須金環境保全会	畑	活動組織
山口市秋穂	秋穂地域広域協定	田	広域組織
宇部市小野	宇部市小野地域運営委員会	田	広域組織
萩市むつみ	千石台保全会	畑	活動組織

2、調査内容

- (1) 活動の実態調査
 - ① 活動量調査
 - ② 活動項目調査
- (2) 施設の長寿命化に係る調査
- (3) 市町の取組意向調査
- (4) 多面的機能支払の効果に係る調査
- (5) 事務手続きに係る調査



3、調査対象年度 平成29年度

中山間直支 平成30年度の改正のポイント

作成期限が平成31年度まで延長されました

- 「集落戦略」を作成した場合、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定においては、農業生産活動が難しくなった場合などの遡及返還規定が、全ての農地から当該農地のみの遡及返還規定に変更。

中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要。

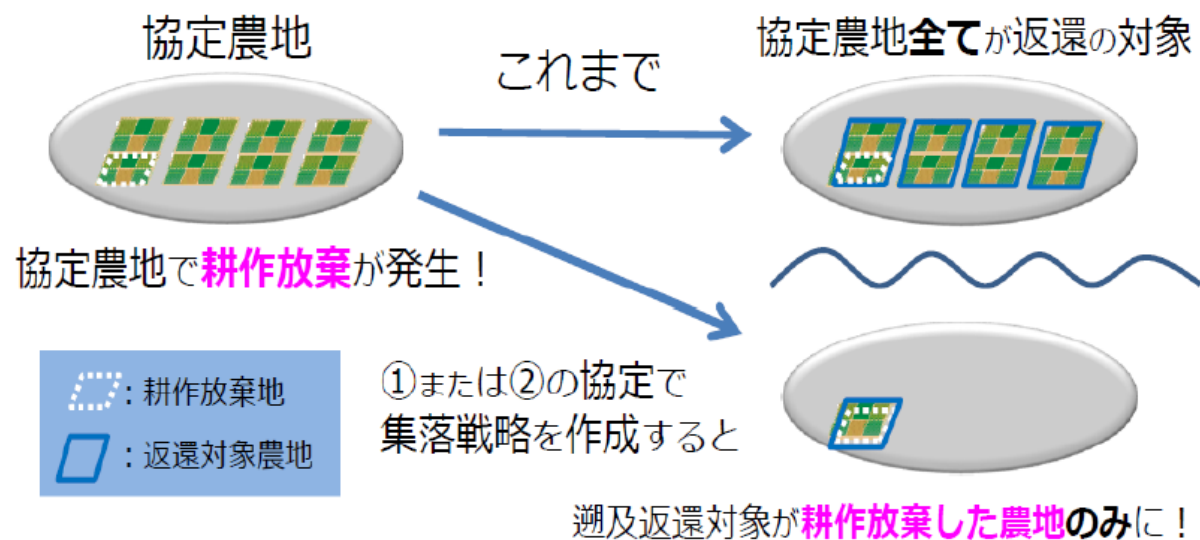
そのため、平成28年度から、10～15年後の将来を見据えた集落戦略を作成できる仕組みを策定。

－集落戦略で定める項目－

- 協定農地の将来への引継ぎ
- 集落の将来像（集落協定で既に定めている「集落マスタープラン」の内容も可）



集落戦略を作成した場合、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定においては、協定活動違反などによる遡及返還規定が、全ての農地から当該農地のみの遡及返還規定に変更。



※農業者の病気など、やむを得ない事由がある場合は、これまでどおり返還は免除される。
なお、「集団的かつ持続可能な体制整備(C要件)」に取り組む場合は、交付単価の2割分の遡及返還が、全ての協定農地からではなく当該農地のみの返還へと変更になる。